

第2問	民法	無権代理と相続	司法試験H18-33
-----	----	---------	------------

〔第2問〕

無権代理と相続に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。

1. 無権代理人が本人の地位を単独相続した場合、本人が追認を拒絶した後に死亡したときでも、無権代理行為は有効になる。
2. 無権代理人が本人の地位を共同相続した場合、他の共同相続人のだれかが追認することに反対すれば、無権代理行為は有効にならない。
3. 本人は、無権代理人の地位を単独相続した場合、無権代理行為の追認を拒絶することができる。
4. 本人は、無権代理人の地位を単独相続した場合、無権代理人の相手方に対する責任を承継する。
5. 無権代理人の地位を相続した後に本人の地位をも相続した第三者は、無権代理行為の追認を拒絶することができる。

第2問	民法	無権代理と相続	正解 1、5
-----	----	---------	--------

- 1 誤り。判例は、「本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後に無権代理人が本人を相続したとしても、無権代理行為が有効になるものではないと解するのが相当」とした（最判平10. 7. 17）。本人が追認拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定し、追認拒絶後は本人であっても追認によって無権代理行為を有効とすることができず、追認拒絶後に無権代理人が本人を相続したとしても、右追認拒絶の効果に何ら影響を及ぼすものではないことを理由とする。したがって、本記述は、無権代理行為が有効になるとしている点で、誤っている。
- 2 正しい。無権代理人が本人の地位を共同相続した場合について判例は、「無権代理行為を追認する権利は、その性質上相続人全員に不可分的に帰属する」から、「共同相続人全員が共同してこれを行使しない限り、無権代理行為が有効となるものではない」とした上で、「他の共同相続人全員が無権代理行為の追認をしている場合に無権代理人が追認を拒絶することは信義則上許されないとしても、他の共同相続人全員の追認がない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分に相当する部分においても、当然に有効となるものではない」とした（最判平5. 1. 21）。よって、他の共同相続人の誰かが追認することに反対すれば無権代理行為は有効にならない。したがって、本記述は正しい。
- 3 正しい。判例は、「本人が無権代理人を相続した場合は」「相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義に反するところはないから、被相続人の無権代理行為は一般に本人の相続により当然有効となるものではない」として、追認拒絶を肯定した（最判昭37. 4. 20）。したがって、本記述は正しい。
- 4 正しい。判例は、本人が無権代理人を相続した事例で、「民法117条による無権代理人の債務が相続の対象となることは明らかであって、このことは本人が無権代理人を相続した場合でも異ならないから、本人は相続により無権代理人の右債務を承継するのであり、本人として無権代理行為も追認を拒絶できる地位にあったからといって右債務を免れることはできないと解すべきである」として、無権代理人の相手方に対する責任を本人が承継するとした（最判昭48. 7. 3）。したがって、本記述は正しい。
- 5 誤り。判例は、「無権代理人を本人とともに相続した者がその後更に本人を相続した場合においては、当該相続人は本人の資格で無権代理行為の追認を拒絶する余地はなく、本人が自ら法律行為をしたと同様の法律上の地位ないし効果を生ずるものと解するのが相当である」とした（最判昭63. 3. 1）。その理由として、無権代理人を相続した者は、無権代理人の法律上の地位を包括的

に承継するからであるとする。

したがって、本記述は、無権代理行為の追認を拒絶することができるとしている点で、誤っている。

以上により、誤っている記述は1と5であり、したがって、正解は肢1と肢5（順不同）となる。

【MEMO】